

飲食事業者等経営支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により諏訪地域の感染警戒レベルが5に引き上げられ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が発出されたことに伴い、大きな影響を受けている町内の飲食店事業者、宿泊事業者及び観光事業者等に対して支援金を支給します。

次のいずれかに該当し、令和3年4月16日以前から営業する町内事業者が対象となります。

飲食店事業者

町内で常設の店舗を有して飲食店を営んでいる事業者

宿泊事業者

町内において旅館ホテル及び簡易宿所を営業する事業者

観光事業者等

タクシー事業者、貸切バス事業者、土産物店、日帰り温泉、旅行業等

事業概要	
支援金額 (給付額)	一律 10万円
申請期間	令和3年 5月17日(月)～6月30日(水)
<p>以下の申請書類をそろえて申請窓口まで提出してください。</p> <p>(1) 飲食事業者等経営支援金交付申請（請求）書 (2) 営業活動を行っていることがわかる書類 (3) 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し（見開きページ） (4) 免許証または保険証等の写し (5) 飲食店事業者及び宿泊事業者は、「信州の安心なお店」認証制度への登録に係る認証申請書の写し</p>	<p>信州の安心なお店認証制度</p>  <p>長野県が定めた感染対策の取組みを講じている事業者の認証制度です。</p>
<p>【法人】 ①直近の法人町民税確定申告書の写し ②直近の経理帳簿の写し</p> <p>【個人事業主】 ①直近の所得税確定申告書の写しまたは町民税申告書の写し ②直近の経理帳簿の写し</p>	

詳細は、ホームページまたは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ・申請窓口		土・日・祝日を除く 午前9:00～午後5:00	
下諏訪町観光振興局	〒393-0015 諏訪郡下諏訪町3289番地	☎0266-27-1800	FAX 0266-78-0023 メール info@shimosuwa.or.jp
下諏訪町産業振興課商工係	〒393-8501 諏訪郡下諏訪町4613番地8	☎0266-27-1111 (内線273・274)	FAX 0266-28-1511 メール syoukou@town.shimosuwa.lg.jp

※窓口の混雑を緩和するため、郵送による申請にご協力ください。